

交野市都市公園自動販売機設置事業者募集要項

令和7年2月25日

交野市が行う都市公園自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

清涼飲料水を主体とした自動販売機（食料品可）

1物件に対する最低使用料（年額）12,000円

物件 番号	施 設	所 在 地	位置図	面積(㎡)	電源設備の 有無等 ^{※1}
1	松塚公園内北側 1台	松塚地内	図1参照	7,768	有
2	松塚公園内南側 1台	松塚地内	図2参照	7,768	〃
3	磐船駅北1号公園内 1台	森北1丁目地内	図3参照	2,198	〃
4	磐船駅北2号公園内 1台	森北1丁目地内	図4参照	2,510	〃
5	郡津公園内 1台	幾野2丁目地内	図5参照	3,864	〃
6	私部南1号公園内 1台	私部南4丁目地内	図6参照	1,741	〃

※1 電源設備の有無については、自動販売機の設置場所によっては新たに電源施設を設ける必要がある場合がありますので、必ず現地をご確認ください。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人（民法に定める一定の場合は除く。）

ウ 未成年者（民法に定める一定の場合は除く。）

エ 破産者で復権を得ない者

オ 交野市の指名停止措置を受けている者又は交野市の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過しない者を含む。）であること。

ア 交野市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 交野市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が交野市と契約を締結すること又は交野市との契約者が契約を履行するこ

とを妨げた者

エ 正当な理由がなくて交野市との契約を履行しなかった者

オ アからエまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(4) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(6) 市税に係る徴収金を完納しており、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 自動販売機の設置の許可条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、都市公園法第5条の規定に基づき、公園施設設置及び管理許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は許可日から令和8年3月31日とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと交野市が判断する場合は、当初交野市が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初許可から10年以内を限度に、令和8年度以降1年間毎に引き続き使用許可を行います。

③ 使用料

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

なお、年額使用料は、交野市の発する納入通知書により、設置開始翌月中で交野市が指定する期限までに全額納入してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、新たに設置される電源施設については設置事業者の負担とすること。ただし、一部既設の電源設備が利用できる施設については、消費電力から算出した年額分を設置開始翌月中で交野市が指定する期限までに全額納入するものとする。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

① 使用許可の条件を遵守し、使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

③ 販売品の搬入時間については、交野市の指示に従うこと。また、搬入後の廃棄物については、設置事業者が引き取ること。

- ④ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水等を主体とし、食料品も可とする。たばこ、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 原則として清涼飲料水等の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置は設置し、設置事業者の責任で適切に回収すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取消事由等

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取消しにより使用者に損失が生じてもこれを補償しません。

- ① 許可物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- ② 上記 3. の使用許可に係る条件に違反する行為があると認められるとき。
- ③ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、速やかに自動販売機を撤去回収してください。なお、撤去回収に際し、設置事業者は一切の補償を交野市に請求することができません。

(6) 損害賠償

設置事業者は、自動販売機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任においてその損害を賠償しなければならないものとする。

4 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和 7 年 2 月 2 5 日（火）～ 令和 7 年 3 月 1 3 日（木） 午前 9 時 ～ 午後 5 時

(2) 申込受付場所

交野市私部 1 丁目 1 番 1 号

交野市役所別館 2 階 緑地公園課

(3) 申込みに必要な書類（応募物件 1 物件毎に各 1 部）

- ① 応募申込書（本市所定様式）
② 誓 約 書（本市所定様式）
- ※本市緑地公園課ホームページよりダウンロード可

③ 「2 応募資格要件」 (3) に記載する許認可等の免許証の写し

(4) 申込手続

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参し提出すること。また、郵送、インターネットによる提出についても可としますが、電話による送付確認を必ず行うこと。なお、提出された書類等は返却しません。

5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 清涼飲料水等の自動販売機については、1 応募者は複数件の応募ができます。
- (3) 公募物件に対し、設置面積に関わらず本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。
- (4) 設置事業者の決定は、令和7年3月17日(月)の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知します。

6 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年3月25日(火)までに、次の申請書類を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、市民税又は法人市民税の納税証明書と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

《使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ① 公園施設設置許可申請書(本市指定様式) | } ※本市緑地公園課ホームページよりダウンロード可 |
| ② 公園施設管理許可申請書(本市指定様式) | |

③ 設置する自動販売機のカatalog(寸法、消費電力のわかるもの)

④ 証明書類(発行日から3か月以内のもの)

〈法人の場合〉…法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、納税証明書

〈個人の場合〉…印鑑証明書(市町村発行)、身分証明書(本籍地の市町村発行)

納税証明書

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

【募集に関する問合わせ先】

交野市私部1丁目1番1号

交野市都市まちづくり部 緑地公園課

電 話 072-892-0121 (内線281・263)

FAX 072-893-2636

E-mail ryokuti@city.katano.osaka.jp